

社会保険未加入対策推進協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、社会保険未加入対策推進協議会（以下「協議会」という。）と
いう。

(目的)

第2条 協議会は、行政、建設企業その他建設業に関わる者が一体となって建設業に
おける社会保険未加入対策を進めるまでの課題、取組方針等を協議するとともに、
関係者の取組状況の定期的な情報共有を図ることにより、建設業における社会保険
未加入対策を総合的かつ継続的に推進することを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 社会保険未加入対策を進めるまでの課題に関する意見の交換
- 二 社会保険未加入対策に関する取組方針についての協議・確認
- 三 社会保険加入の徹底に向けた周知及び啓発
- 四 関係者の取組状況の情報共有及び意見の交換
- 五 その他協議会の目的を達成するために必要な活動

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 学識経験者
 - 二 建設業者団体
 - 三 建設工事の発注者で構成する団体
 - 四 建設業に関する団体（第二号及び第三号に掲げるものを除く）
 - 五 厚生労働省
 - 六 国土交通省
 - 七 日本年金機構
 - 八 その他協議会が必要と認める者
- 2 前項第二号に掲げる構成員は、社会保険加入促進計画を作成し、協議会に提出す
る。
 - 3 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する会長の承認を得て構成員とな
る。

(会長)

第5条 協議会に会長及び副会長5人以内を置く。

- 2 会長は、学識経験者の中から互選によって選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、運営を統括する。
- 4 会長は、副会長を指名し、副会長のうち1名を会長代行に指名することができる。
- 5 会長の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(副会長)

第6条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
2 副会長の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(協議会の招集)

第7条 協議会の招集は、会長が行う。
2 協議会は、年1回以上開催する。

(ワーキンググループ)

第8条 協議会の円滑な運営に資するため、協議会にワーキンググループを置く。
2 ワーキンググループは、第4条第1項に掲げる構成員のうち、会長が指定した者により組織する。
3 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、前項に掲げた者以外の者の出席を求めることができる。
4 ワーキンググループに関して必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。

(事務局)

第9条 協議会の事務は、国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課が行う。

(雑則)

第10条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。
2 本協議会開催に係る諸謝金等の支払いについては、第4条第1項第1号に掲げる者を除き行わない。

附 則

この規約は、平成24年5月29日より施行する。